

羽後町立羽後病院 送迎バス運行規定

羽後町立羽後病院(以下「当院」)の送迎バスについて、安全かつ円滑な送迎を行うため、次のとおり運行規定を定めます。

1. 送迎バス運行の目的について

(1) 当院の送迎バスは、ご自身での通院が困難(ご家族による送迎も含め)な方が、当院への通院のため利用できる無料送迎サービスです。

2. 利用対象者について

(1) 送迎バスの利用対象者は、当院への通院を目的とし、当院が定める運行日程、運行ルートで利用可能な方に限ります。

(2) 当送迎バスには介助者を配置しておりませんので、介助者を要する方やご自身で乗車中の安全確保が難しいと判断される場合、乗車をお断りすることがあります。

3. 乗車に関する事項

(1) 運行日程・ルートは当院が定めたものになります。なお、天候不良時や車両のトラブル等により、やむを得ず予定時刻を超過する場合があります。

(2) 送迎バスを利用したい方は送迎バスが通過する際に手を挙げるなどして運転手に乗車の意思をお伝えください。

4. 乗車中の遵守事項

(1) 安全確保 ・乗車中は必ずシートベルトの着用をお願いいたします。

(2) 同乗者様や乗務員への迷惑行為または安全かつ円滑な運行を妨げる行為が発生した場合、その時点で乗車を拒否させていただくことがあります。

(3) 感染予防のため、37.5℃以上の発熱のある方や、流行性感染症(新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等)と診断された方はご利用できません。

(4) 車輦内での金品の紛失について、当院は一切責任を負いかねます。

(5) 車輦内での飲食や喫煙は禁止させていただきます。

以上、当院の定める運行規定をご理解頂き、ご同意いただける方を対象として送迎サービスを提供させていただきます。利用者の皆様に喜んでいただける送迎サービスとなりますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

羽後町立羽後病院 病院長